NIPPONIA協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、NIPPONIA協会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、城下町、宿場町、集落等の歴史地区を、歴史的建築物に滞在しながら地域の食文化、生活文化を体験できる地区としての再生を推進するとともに、そのネットワークを形成して、地域の発展と豊かな国土づくりに資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 自治会、地域団体等が実施する地区再生事業に対する支援活動
 - (2) 総会の開催など会員及び関係者の連携と交流に関する事業
 - (3) 本会が推進する事業に関する調査研究、政府等への提言に関する事業
 - (4) 本会が推進する事業の担い手の育成に関する事業
 - (5) WEBサイトの運営による本会関連情報の提供に関する事業
 - (6) 本会活動の普及、啓発に関する事業
 - (7) その他前条の目的に資する事業

第2章 会員

(構成員)

- 第4条 本会の会員は、次の2種とする。
 - (1) 一般会員 本会の目的に賛同し、入会した法人及び個人事業主
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した法人及び個人事業主

(入会)

- 第5条 本会の会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。
- 2 法人が会員となる場合には、その代表として本会に対しその権利を行使する者1 名(以下「会員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない。)を定め、本会に届けなければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を本会に提出しなけれ ばならない。
- 4 第26条で定める事業年度(以下「事業年度」という)の途中で、既に入会した 会員がその会員種類区分を変更することは認めない。既に取得した種類区分と異な る種類区分にて入会を希望する会員は、新たに取得することになる当該種類区分に おける入会金及び会費を、事業年度内のどの時点において入会したかに関わらず本 会に改めて納入したのち、既に取得した区分の退会手続きを行うものとする。

(入会金及び会費)

第6条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会で定める

入会金及び会費を総会で定める期限までに支払う義務を負う。

(任意退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を本会に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

- 第8条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会の決議によってこれを除名 することができる。
 - (1) 本会の規約に対する重大な違反が生じた場合
 - (2) 本会の名誉を著しく毀損する行為、又は本会の目的に反する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと本会が認めた場合
 - (3) 会員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの)であることが判明した場合、又は反社会的勢力との関与が明らかになった場合
 - (4) その他、除名すべき相当の事由が発生した場合
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 前2条のほか、会員が、以下のいずれかの事項に該当した場合は、会員資格 を喪失する。
 - (1) 第6条に定める入会金又は会費の支払いが行われない場合
 - (2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申し立てがあったとき、又は解散(法令に基づく解散を含む)、清算(特別清算を含む)もしくは内整理の手続に入ったとき
 - (3) 個人事業主たる当該会員が廃業、又は死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利義務)

- 第10条 会員が、前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、除名された又は会員資格喪失年度に会員の特典利用等権利を行使した会員であって、未払いの会費等がある場合には、当該会員は退会後も本会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

- 第11条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成 し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載又は記録した住所又は会員 が本会に通知した居所に宛てて行うものとする。

(会員資格等の処分の禁止)

第12条 本会は、会員がその会員としての資格及び会員の特典を受けることができる権利を、譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることを認めない。

第3章 組織

(役員)

- 第13条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監査役 1名

(役員の選出)

第14条 会長、副会長及び監査役は、会員の互選とするものとし、総会において承認を得なければならない。

(役員の権限及び任務)

- 第15条 会長は本会を代表し、総会を招集し、その議長となり、総会及びその他の 会議を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは職務を代行する。
- 3 監査役は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する年度のうち、最終のものに関する定時総会の集結の時までとする。但し、再選を妨げない。
- 2 補充又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 役員は無報酬とする。

(幹事団体)

- 第17条 本会は、幹事団体を置くことができる。
- 2 幹事団体は、一般会員である法人の中から会員の互選とするものとし、総会において承認を得なければならない。
- 3 幹事団体の任期は、役員の任期に準ずる。
- 4 幹事団体に関し、その他必要な事項は、総会において別に定める内容による。

(幹事団体会議)

- 第18条 本会は、幹事団体会議を置くことができる。
- 2 幹事団体会議は、すべての幹事団体によって構成され、本会の事業における活動 内容及び運営に関する事項を協議する。
- 3 幹事団体会議に関し、その他必要な事項は、総会において別に定める内容による。

第4章 総会

(種類)

- 第19条 本会の議決機関は総会とする。
- 2 本会の総会は、定時総会、臨時総会の2種とする。
- 3 本会は、部会を設置することができる。

(構成)

- 第20条 総会は、すべての一般会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、一般会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

- 第21条 総会は本規約に定めるものの他、次の各号に掲げる事項について協議決定 する。
 - (1) 本会の運営方針と年度計画
 - (2) 本会の予算及び決算に関すること
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他前各号に関し必要な事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要な場合に随時開催する。会長の判断により文書による開催とすることができる。

(総会の定足数等)

- 第23条 総会は、過半数の一般会員の出席がなければこれを開催することができない。ただし、委任状を提出した一般会員は出席とみなす。
- 2 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第5章 事務局の設置ならびに委託

(事務局の設置)

- 第24条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の業務内容は次のとおりとする。
 - (1) 本会の運営に関する業務
 - (2) 本会の会計に関する業務
- 3 事務局は、一般社団法人ノオト(兵庫県丹波篠山市立町190番地6)内に置く。
- 4 事務局には事務局長を置くことができる。

第6章 会計

(予算及び決算)

- 第25条 本会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は監査役の監査を経て 総会の承認を得なければならない。
- 2 必要経費については次のとおりとする。
 - (1) 賃金、旅費は、一般社団法人ノオトの規程に準ずる。
 - (2) 報償費(謝金)は、専門家、有識者によるものとし、金5万円/日を支払うものとする。
 - (3) その他の経費については、事務局長の責任において適正に経理処理を行うものとする。

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(監査等)

- 第27条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、その監査を受けなければならない。
 - (1) 年度事業報告書
 - (2) 財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (5) 財産目録

(解散した場合の地位の継承)

第28条 本会を解散した場合には、一般社団法人ノオトにその地位を継承するものとする。

第7章 その他の事項

(協議)

第29条 本規約を変更する場合並びに本規約に定めのない必要な事項及び本規約の 解釈に疑義が生じた場合は、本会で協議する。

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第30条 会員の入退会及び権利義務等本規約に定めのない事項は、別途定める会員 規約その他諸規定に従う。

附則

規約は平成26年6月25日からその効力を発する

平成27年10月28日 改定平成29年 6月 9日 改定

令和 元年 5月23日 改定

NIPPONIA協会 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、NIPPONIA協会(以下「本会」という)の規約(以下「協会規約」という)30条に基づき、本会の会員(以下「会員」という)の入退会及び権利義務等について定めるものである。

(会員の資格及び種類)

- 第2条 本会の指定する手続きに基づき、本会へ入会を申し込み、本会の会長が承認 したものを会員とする。
- 2 会員の種類は、協会規約第6条の定めのとおり、一般会員と賛助会員とする。

(入会申込みと承認・不承認)

- 第3条 会員となろうとする者は、本会の指定する方法により入会申込みを行い、会 長の承認を得なければならない。
- 2 本会は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことが ある。
 - (1) 本会の趣旨に賛同していない
 - (2) 過去に本会の除名処分を受けたことがある
 - (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
 - (4) その他受付時に不適切と判断されたとき
- 3 入会申込みが承認された場合、本会は、当該入会申込みをした者に対し、すみや かに通知するものとする。
- 4 入会申込みをした者の会員としての資格は、本会が前項の通知を行った時点から 生じるものとする。
- 5 本会は、入会申込みが不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切 責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明または開 示する義務を負わないものとする。

(入会金及び年会費)

第4条 会員は、協会規約で定める事業年度(以下「事業年度」という)内のどの時点において入会したかに関わらず、以下の区分に従って入会金及び年会費(以下「会費等」という)を納めなければならない。但し、事業年度の下半期の入会については、一般会員の年会費を3万円/1口とする。

- (1) 一般会員 (入会金)なし (年会費)5万円/1口
- (2) 賛助会員 (入会金) なし (年会費) 3万円/1口
- 2 会費等は、原則として本会発行の請求書による前納一括払いとし、入会申込みが 承認されたことを知らせる本会からの通知を受け取ってから45日以内に本会が指 定する銀行口座に振込によって入金するものとする。
- 3 第7条2項の定めにより会員資格が更新された場合は、年会費は、請求書到着月 の翌月末までに本会が指定する銀行口座に振込によって入金するものとする。
- 4 一度納められた会費等については、如何なる理由をもっても返還しない。

(会員の特典利用)

- 第5条 会員は、以下の各号に定める特典を利用する権利を有するものとする。
 - (1) 一般会員
 - ① 総会での議決権
 - ② 部会への参加
 - ③ 各種勉強会、サミット、フォーラム等への参加
 - ④ 政策等意見募集への参加
 - ⑤ 本会事業に関するメール等での本会からの情報提供等
 - ⑥ その他、本会の行う活動への参加
 - (2) 賛助会員
 - ① 政策等意見募集への参加
 - ② 本会事業に関するメール等での本会からの情報提供等
 - ③ その他、本会の行う活動への参加
- 2 本会は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の 提供を中断する場合がある。この場合、本会は可能な限り速やかに特典の提供を再 開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。
 - (1) 火災、停電等により特典の提供ができなくなった場合
 - (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により特典の提供ができなくなった場合
 - (3) 戦争、暴動、争乱等により特典の提供ができなくなった場合
 - (4) その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

(会員の義務)

- 第6条 会員は、以下の各号に定める義務を負う
 - (1) 本会の協会規約並びに本規約その他諸規定、法令及び議決に従う。

(2) 本会の会費等を第4条の期限までに納入する。

(会員資格の有効期間)

- 第7条 会員の資格及び年会費の有効期間は、本会が会員に対して入会申込みを承認 する通知をしてから、進行中の事業年度末日までとする。
- 2 有効期間満了日の1ヶ月前までに、本会又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、更に本規約に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

(任意退会の手続き)

第8条 会員は、1ヶ月前までに本会に書面又は電子メールによって届け出ることにより、任意に退会することができる。

(禁止事項)

- 第9条 会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 本会の承認のない本会名での活動またはその準備を目的とする行為
 - (2) 本会の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
 - (3) 本会の信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為
 - (4) 本会に対して虚偽の申告、届出を行う行為
 - (5) その他、本会が不適当と判断する行為

(通知及び連絡先)

- 第10条 会員は入会申込み時に名称(氏名)、住所、電話番号、ファクシミリ番号、 Eメールアドレス等の連絡先情報を本会に登録するものとする。かかる情報に変更 があった場合には、速やかに本会の事務局に対して書面、ファクシミリあるいは電 子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を会員が怠ったことに より、不利益を被った場合でも、本会はその責任を一切負わないものとする。
- 2 本規約に基づく本会から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールまたは書面をもって行うものとする。この場合、本会は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。
- 3 本会は、会員に対する通知に関しては、本会のWEBサイト上に通知内容を公表 することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表 の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規約に基づく会員から本会に対する通知その他の連絡は、書面又は本会の電子

メールアドレスに対する電子メールによるものとする。

5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、本会が判読できる状態で当該 電子メールが到達した時点をもって、本会に到達したものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第11条 本会は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。
- 2 会員は、本会に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目 的で利用することに同意するものとする。
 - (1) 本会に関する情報提供及び関連するセミナー等の会員特典に関する案内及び依頼のため
 - (2) 会員への会費に関する確認のため
 - (3) 会員種別・登録組織名・所属および役職に関して、会員一覧等として開示する ため

(著作権と著作物の取扱い)

- 第12条 本会の活動の成果及び活動に関連して本会または会員により作成された成果(以下「成果物」という)が、会員以外の第三者に対して公開されることを会員は承諾する。ただし、本会は成果物を公開、出版等し、第三者の利用に供する義務を負うものではない。
- 2 会員は本会の活動に関連して行った発言、提案または提供した資料、データ、ソフトウェア等の一切の情報(以下「寄与」という)が著作物に該当し、かつ成果物に含まれる限りにおいて、当該寄与について、本会及び第三者に対し、対価の支払いを要することなく、成果物の利用(「利用」とは、使用、複製、改変、翻案、実施、表示、公開、頒布、再使用許諾等一切の処分権限を含み、以下同じとする。)に必要な範囲内において、自由に使用する無期限の権利を許諾する。
- 3 寄与に対する会員の著作権を前提として、成果物の著作権は本会に帰属し、会員 は成果物を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、 著作権法に違反して利用することを禁止する。
- 4 会員は、本会からの合理的な要求があった場合には、本会の有する成果物の著作権を保全するために必要な協力をする。
- 5 会員は、第三者からの許諾を得ずに、第三者の著作物を寄与として本会の活動に おいて提供してはならない。寄与が第三者の著作権を侵害するとして紛争が生じた 場合、当該寄与を提供した会員の費用及び責任でこれを解決するものとし、当該会 員はこれにより本会に生じた損害につき賠償する責を負う。

6 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該 会員に対して効力を有する。

(免責及び損害賠償)

- 第13条 本会または会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、本会は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わない。
- 2 本会が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その原因の如何にかかわらず、本会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わない。
- 3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、本会は当該紛争の 解決その他一切の責任を負わない。
- 4 本会は、本規約その他諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき本会が会員に 提供していた各種特典内容の追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる 損害についても、一切責任を負わない。
- 5 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該 会員に対して効力を有する。

(規約の追加・変更)

- 第14条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、総会の決議 により定めるものとする。
- 2 本会は、総会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。 本会により変更された本規約は、総会決議の時点で効力を発するものとし、以後会 員は、当該変更された本規約の適用を受けるものとする。

(準拠法及び合意管轄)

- 第15条 本会の活動または本規約に関して、会員に疑義が生じた場合には、本会の 事務局に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるもの とする。
- 2 本会の活動または本規約に関して、会員と本会の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

3 会員と本会の間に訴訟等が発生した場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

規約は令和元年5月23日からその効力を発する。

NIPPONIA 協会への入会申込書

年 月 日

NIPPONIA 協会 会長 御中

貴協会の趣旨・規約に同意し、入会を申し込みます。

団 体 名			
住 所			
代 表 者	(役職名) (氏名)		
担当部署			
会員種別	□ 一般会員 (年会費 5 万円 / 1 口) ※ □ 賛助会員 (年会費 3 万円 / 1 口)		
担当者1	氏名		
	電話		
	Email @		
担当者 2	氏名		
	電話		
	Email @		
推薦団体	名称		
	代表者の役職・氏名		
	住所		
主な取組実績(計画)をご記入ください。(別紙可)			

- ※ 推薦は本協議会の参加構成員とします。
- ※ 自治体および金融機関以外の団体の場合は、規約、会則その他これらに類するもの、役員 名簿、団体の活動状況が分かる資料を添付してください。
- ※下期期以降の入会については、一般会員の年会費は3万円とします。(会員規約参照)

NIPPONIA 協会への退会申込書

年 月 日

NIPPONIA 協会 会長 御中

貴協会からの退会を届け出ます。

団 体 名		
住 所		
代表者	(役職名)	(氏名)
担当部署		
担当者	氏名	
	電話	
	Email	@

NIPPONIA 協会への届出事項変更届

年 月 日

NIPPONIA 協会 会長 御中

届出事項に変更がありましたので下記のとおり提出いたします。

届	H	事	項

団 体 名		
住 所		
代 表 者	(役職名)	(氏名)

変更事項

団 体 名		
住 所		
代表者	(役職名)	(氏名)
担当部署		
会員種別	□ 一般会員	□ 賛助会員

- ※届出事項は全てお書きください。変更後につきましては、変更のあったもの についてのみお書きください。
- ※担当者の変更はメールでご連絡ください。